

農業委員会定例会 8月

1. 開催日時 令和4年8月19日 午後2時18分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 なし

4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 非農地証明願承認について

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第5号 青年等就農計画認定の審査について

議案第6号 農業経営改善計画認定の審査について

5. その他

6. 会議の概要

事務局	予定時刻より早いですが、ただいまから定例会を開催したいと思います。議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	農地パトロールの説明会に引き続きまして、農業委員会の定例会を行います。 本日の議事録署名人ですが、5番委員、10番委員にお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、■在住の■さん所有の ■ 畑 375 m ² と ■ 雜種地（現況：畑） 29 m ² と ■ 畑 171 m ² と ■ 畑 231 m ² の計4筆806 m ² について ■の■さんが譲り受け、申請地では■を栽培する計画となっています。■さんの現在の経営規模は0 m ² ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
5番委員	この受人の■さんは移住者の方で、この■さんの家を購入される際、畠も含めて購入してほしいということで今回申請が上がってきてています。畠は現状、山林化しており、復旧するのは大変な状況かと思うのですが、ご本人が少しずつでもやっていきたいというご希望ですので、問題ないかと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 261 m ² について [REDACTED] の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。[REDACTED]さんの現在の経営規模は 4,090.34 m ² で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
10番委員	[REDACTED]さんは[REDACTED]の自治会の方ですが、もうこちらにはいらっしゃいません。[REDACTED]さん、[REDACTED]さんですが、この近くで荒廃地があつたら、(荒れた)畑をオリーブ(畑)に変えていっていただいている。現状はすでに更地となっており、いつでも作付け可能となっておりますので、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号(農地法第5条の規定による許可申請)の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、6月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更(農用地区域からの除外)で審議いただいた案件の転用申請です。 [REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 155 m ² について [REDACTED] の[REDACTED]さんが、住宅を建築するための転用申請となっています。 [REDACTED]さんは、現在妻と2人の子どもの4人で、賃貸住居で暮らしていますが、子どもが成長し、また子どもがもう1人生まれてくるため手狭になることから、自己住宅を建築することとし、将来の両親の生活安全確保や子どもへの支援を考え、両親の住居近隣で申請地を選定しています。 転用に係る造成については、3方に境界コンクリートを設置し、花崗土で0.1メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水についてはため

	<p>枠を設置して排水パイプに接続し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも西側県道側溝に排水する計画となっています。</p> <p>申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に問題となるものではなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	現場確認いたしましたが、問題となるところは現時点ではございませんでした。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号(農地法第5条の規定による許可申請)の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>2番は、こちらも6月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更(農用地区域からの除外)で審議いただいた案件の転用申請です。</p> <p>■在住の■さん所有の■畳810m²について</p> <p>■の■さんが、住宅と事務所を建築し、テラスを設置するための転用申請となっています。</p> <p>■さんは、現在妻と子どもの3人で、養護施設内の社宅で生活していますが、子どもの就学が近いことから、自己住宅を事務所も併設して建築することとし、現在の会社からも近い申請地を選定しています。</p> <p>申請地の有効利用面積は498.40m²で、転用に係る造成については、約4.8メートルのコンクリート擁壁を設置し、花崗土で約3.0メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水についてはため枠を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも東側用悪水路に排水する計画となっています。</p> <p>申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に問題となるものではなく、審査基準については、特に支障になるものは無い</p>

	と判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	前回（の農振除外時）同様、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 番 65 m ² について [REDACTED] の [REDACTED] が、隣接する宅地（[REDACTED] 560.33 m ² ）と併せて駐車場兼資材置場を整備するための転用申請となっています。 [REDACTED] は、事業規模の拡大により工事車両の駐車場の確保が必要となり、隣接の併せ利用地と合わせると効率的に車両の駐車ができるところから、事務所からも比較的近い申請地を整備することとしています。転用に係る造成については、境界にコンクリート擁壁等を設置し、4センチメートルのアスファルト舗装を行う計画となっています。また、雨水については自然勾配で西側県道側溝に排水する計画となっています。申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	この件の地元委員は私で、現地確認をいたしました。併せ（利用）の宅地のところ（の隣）に農地が一部ございましたが、きちんとアスファルトなど整備していくべきかと思います。おそらく家を取り壊す際に一緒に進めていくのではないかと思います。 それでは、この件について意見はありますか。

委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号（非農地証明願承認）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 451 m ² について 長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
5番委員	（議案の）航空写真のとおりで、現状は山林化しているような状態です。進入路自体も荒れており、現地自体もかなり勾配がきつい所ですので、致し方ないと思っております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（非農地証明願承認）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 978 m ² について 長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。
議長	この件は私の担当地域でございますが、（議案（図面）の）写真を見ていただければわかるとおり山林となっており問題ないかと思います。 この件について意見はありますか。

委員一同	いません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畦 1,278 m ² と [REDACTED] 畦 1,270 m ² の計2筆2,548 m ² について [REDACTED]の[REDACTED]さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となって います。 本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	現場の確認をしてまいりました。現在、適切に[REDACTED]の管理がされてお ります。更新ですので問題ないと思いますが、この[REDACTED]さんは4日前 にお亡くなりになられました。ご遺族は[REDACTED]さんがお二人、[REDACTED]におられる のですが、名義変更をするそうです。問題ないかと思います。
議長	申請が出てきて、ご本人が亡くなられたとなるとどうなるのでしょうか。 名義変更が出てからの処理になるのでしょうか。
事務局	申請の方を相続権がある方に書き直していただくことになるかというところです。この後同様に、農地機構の関係でも（[REDACTED]さんのものが）出 てきます。
議長	ここで本日、決をとって、承認であれば次回に名義がどなたになったかを 報告してもらうのでよろしいかと思います。
事務局	そうですね。

議長	新しく相続権者が決定したら、次回の農業委員会にて報告するということで、農地機構もそれができないと進められないですね。
専門員	そうですね、新しい相続者が決まればその方と進めていきます。
議長	そういうことですが、この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	それでは、ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番と3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、■在住の■さん所有の ■ 田 988 m ² について 3番は、■在住の■さん所有の ■ 畑 420 m ² と ■ 畑 502 m ² の計2筆922 m ² について ■の■が、新たに借り受けるものです。 申請地では、■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となって います。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
2番委員	現場を確認してきました。■さんには聞取りしてきましたが、3～4年 前から貸していたようで、今回新規で契約することになったようです。■ ■も私の身長くらいにだいぶ大きくなっていました。■さんはもう 少し前から貸しているのではないかと思います。どちらも問題ないかと思 います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。

議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、■在住の■さん所有の ■畠 587m ² について ■の■さん、■さんが、新たに借り受けるものです。 申請地では、■を栽培する計画で、期間は4年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
5番委員	この■さんは、この8月に新規就農された■歳の若いご夫婦です。来月おそらく就農計画の認定の審査で議案も上がってくるかと思います。今回は夫婦間協定を結んで、補助事業を受ける関係もあり、夫婦での連名の申請をされるようです。畠自体はきれいにされて、畝もたてて野菜を植えている状況です。一緒に■で頑張っていけたらと思っていますので、特に問題はないかと思います。
議長	新規就農とのことで、ぜひ小豆島町としても育てていかねばならない方たちだと思いますが、どちらから来られた方々でしょうか。
5番委員	もともと■の方で、■で研修を受けられて小豆島に来られたということです。おばあさんが■の出身の方で、近所に家があるのですが、その近隣で畠を次々増やしていっているような状態です。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

	続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番と6番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案の訂正をお願いします。5番 借貸に「[REDACTED]円／10a」が加筆になります。</p> <p>5番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 田 446 m² について</p> <p>6番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 田 719 m² と [REDACTED] 田 454 m² の計2筆1,173 m²について</p> <p>[REDACTED]の[REDACTED]さんが、5番は再度借り受け、6番は新たに借り受けるものです。</p> <p>申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は5番については1年間、6番については10年間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
7番委員	5番ですが、昨年1年契約で借り、再度1年契約でお借りするとのことです。この土地は持ち主が売りたいため、長期的な契約ができないようなので、毎年申請が出るのは仕方がないかと思います。
8番委員	6番は現地確認したところ、（議案の）図面どおり2筆で、まだ草が少し生えている状態ではありましたが、[REDACTED]さんが今から一生懸命やるということで問題ありません。
議長	私は[REDACTED]さんの土地の前で[REDACTED]を作っておりますが、熱心に[REDACTED]を栽培されていました。今は[REDACTED]を栽培されているようです。[REDACTED]の方も、私は隣に田んぼがございまして、このような形になり、よいことだと思っております。
委員一同	他に何か意見はありますか。
委員一同	ありません。

議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	7番は、■在住の■さん所有の ■畠 1,537 m ² と ■畠 633 m ² の計2筆2,170 m ² について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■の■に貸し付けるもので す。 申請地では、■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっ ています。 本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	こちらも■さんということで、(先程同様) そういった事情がござ いますが、現場の方は確認してきました。■さんが農地機 構を介して継続して借りられるということで問題はないかと思 います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番と9番に ついて、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	8番は、■在住の■さん所有の ■畠 371 m ² と ■畠 202 m ² と ■畠 208 m ² と ■畠 204 m ² と ■畠 788 m ² と

	<p>[REDACTED] 畑 153 m² の計 6 筆 1,926 m²について 9番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の [REDACTED] 畑 1,320 m² と [REDACTED] 畑 15 m² の計 2 筆 1,335 m²について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [REDACTED] の [REDACTED] さんに貸し付けるものです。 申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となって います。 本賃借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たし ているものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6 番委員	以前ここでは [REDACTED] が [REDACTED] を栽培していたかと思うのですが、ここ 数年は木も無い状態で草だけ管理している状態でした。問題はないと思 います。
議長	この件について意見はありますか。 まだ全然手はつけていない状態ですね。
6 番委員	草の管理だけですね。
7 番委員	平地になっているところですね。
議長	いつも農免道路を通るときに見かけるので、どうなるのかと思っていました。 ぜひ [REDACTED] さんにはしっかり（耕作して）いただきたいとお願いしたい です。
専門員	前回 [REDACTED] が撤退したときは、おそらく（[REDACTED] は）有機農法で耕作 していたかと思いますので、なかなか（栽培が）難しかったかと思いま す。（[REDACTED] さんは有機栽培ではないため、）今回は農薬も使用されると思 います。
議長	耕作していただけるということありがたいことだと思います。 他に意見はありませんか。

委員一同	いません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第5号（青年等就農計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第5号は、■■■■■さんの認定申請となっております。これは前回平成30年10月5日に審査し、認定された青年等就農計画の変更の申請になります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。 それでは、計画について変更部分を説明します。計画全体を通しての変更ですが、現状部分については、直近の確定申告をもとに令和3年中の現状を記入しております。対象箇所は、9ページの年間農業所得、年間労働時間、農業経営の規模に関する目標の作付面積と生産量、10ページの経営合計面積、所有地・借入地の面積、生産方式に関する目標の機械・施設の台数、11ページの農業経営の構成の年間農業従事日数です。なお、10ページの経営面積の合計と所有地・借入地との合計が合わないのは、親族所有の農地を24.13a耕作しているからです。親族所有の農地については、計画期間内に所有権移転を行います。 次に、個々の変更点を説明いたします。まず、9ページをご覧ください。将来の農業経営の構想に関して、「一部機械化」を「機械の導入」に変更し、「苗木栽培（庭木、果樹）、花き、野菜栽培等新規事業による複合経営」についての記載は削除しております。目標年間労働時間は、1,800時間から2,000時間に変更しております。作付面積及び生産量を■■■■■2aで200kg、■■■■■約100aで3,100kgから■■■■■1.2aで140kg、■■■■■90.2aで2,000kgに変更しております。10ページをご覧ください。所有予定地の親族所有の農地の一部が砂防ダムになったため、目標所有地面積75.9aが60.29aに変更となっております。目標借入農地を45aから56.3aに変更しております。11ページをご覧ください。目標年間農業従事日数を245日から250日に変更しております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	いません。

議長	<p>ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。</p> <p>次に、議案第6号（農業経営改善計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号は、■の■さんの認定申請となっております。■さんは認定新規就農者ですが、青年等就農計画の目標を達成したので、認定新規就農者から認定農業者に切り替えるために、新たに農業経営改善計画の認定申請をされています。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。</p> <p>それでは、計画について説明します。■さんは、■地区で■を栽培しています。経営改善の方向の概要としては、導入する機械等については補助金や資金等を活用し、老朽化した施設・設備の修繕・改修を進めることです。目標年間所得は914万円、目標年間労働時間は3,000時間となっています。主たる従事者1人当たりの年間目標所得は457万円、目標年間労働時間は1,500時間です。現在、19aで8t生産していますが、5年後の計画で、20aで10t生産する計画となっています。生産方式の合理化については、現在、育苗用で活用している施設の一部を■の栽培用に切り替えることで、生産量を増やすそうです。また、老朽化している施設・設備の修繕を図ることです。経営管理の合理化については、現在、パソコンの農業簿記ソフトを活用して経営管理をしていますが、今後は管理データの分析をして経営の合理化に努めるそうです。また、申告時にe-taxを利用することです。農業従事の態様の改善については、休日を確保するために、臨時雇用を行い、家族経営協定を締結することで、個々人の役割を明確化することです。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p> <p>（就農して）何年目になりますか。</p>
事務局	3年が終わり、次から4年目になります。
議長	10番委員、（■さんが営農しているハウスは）■さんと■さんのものと両方ですか。

10番委員	そうです、2棟です。
議長	他に意見はございますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。 それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。
職務代理	ご審議ありがとうございました。まだまだ残暑というよりは酷暑が続いておりますし、2、3日前には恵みの雨がございましたが、なかなかまだ厳しい天候が続いております。お体にお気をつけいただきたいと思いますとともに、新型コロナウイルス（感染症）がなかなかおさまらない状況でございますので、お気をつけいただきますよう申し上げて、定例会を閉会したいと思います。
	閉　　会　　午後2時56分
	議　　長　　会長
	議事録署名人　　5番
	議事録署名人　　10番